

(案)

滋 健 危 第 〇 号
令和6年(2024年)8月〇日

一般社団法人 滋賀県医師会 会長
一般社団法人 滋賀県病院協会 会長
各 地 域 医 師 会 会長 } 様

滋賀県健康医療福祉部長
(公 印 省 略)

今夏の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた対応について

平素は、本県の保健医療行政について、格別の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことにつきまして、令和6年7月 24 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課、同省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課、同省医薬局総務課、同省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、同省老健局高齢者支援課、同局認知症施策・地域介護推進課、同局老人保健課、同省保険局医療課、こども家庭庁支援局障害児支援課からの事務連絡「今夏の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた保健・医療提供体制の確認等について」において、感染拡大に備えた保健・医療体制の確認の依頼があったところです。

これらを受け、本県の医療提供体制の取扱いを下記のとおりとしますので、貴会の会員に御周知いただきますようお願いいたします。

記

1 感染動向について

本県の新型コロナウイルス感染症患者の定点当たりの報告数は、12 週連続で増加しており、全ての保健所圏域で増加傾向が見られています。例年、夏季に患者報告数が増加しており、今年も同様に、患者報告数の増加傾向が続くことや高齢患者の報告数増加により、入院患者が増加することが懸念されています。

定点当たりの報告数については、毎週木曜日に「滋賀県感染症発生動向調査週報」として滋賀県ホームページで公開していますので、今後の感染動向に御注意くださいますようお願いいたします。

<滋賀県ホームページ>

滋賀県ホーム > 滋賀県衛生科学センター > 感染症情報センター > 感染症情報
<https://www.pref.shiga.lg.jp/eiseikagaku/kansensyou/info/307997.html>

(案)

2 外来医療体制について

今夏に想定される感染拡大に備え、新型コロナウイルス感染症等の診療に対応できるよう、発熱等の症状を有する患者を受け入れるための適切な準備を行っていただきますようお願いいたします。

3 入院医療体制について

①療養先の目安・医療機関の役割分担について

4月以降は、病床確保料を廃止し、入院措置を原則とした行政の関与を前提とする限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行したところですが、今夏に想定される感染拡大に備え、引き続き、必要な方に必要な入院医療を提供するため、原則、予防的入院・隔離目的の入院は行わず、別添1「5類移行後の新型コロナウイルス感染症患者の療養先の目安・医療機関の役割分担」を改めて御確認いただき、入院の必要性の有無を御判断いただきますようお願いいたします。

②医療機関等情報支援システム「G-MIS」の入力について

医療機関等情報支援システム「G-MIS」により、新型コロナ患者の受入可能病床数や入院患者数を報告いただいていた日次調査については、令和6年3月末をもって終了したところですが、今夏の感染がさらに拡大した際の円滑な入院・転院調整に活用していただくため、再度 G-MIS での日次調査を依頼することを検討しています。

現在、厚生労働省において G-MIS の入力項目の見直しが行われていますので、見直し後の入力項目内容と医療機関の事務負担を比較衡量し、感染動向や入院医療ひっ迫状況等も総合的に判断したうえで、依頼するか否かを決定する予定です。

なお、依頼することとなった際には別途、入院医療機関に依頼文を送付いたしますので、御承知おきください。

③病院協会における「病床ひっ迫時の重症患者調整フロー」について

ECMO 等が必要なコロナ最重症患者など、自院では対応困難な患者の入院先が見つからない場合にコロナ入院コーディネート病院へ相談する体制については、令和6年3月末をもって終了したところですが、今夏の感染拡大により、これまでの最大の入院患者数(令和5年1月)と同程度の感染動向が見込まれる場合には、重症患者数や救急困難搬送事案の状況等も勘案して、滋賀県病院協会と協議を実施した上で、別添2「病床ひっ迫時の重症患者調整フロー」の実施の可否を検討する予定です。

なお、実施することになった際には別途、お知らせいたしますので、御承知おきください。

(案)

4 高齢者施設・障害者施設等との連携について

令和6年度介護報酬・障害福祉等サービス報酬改定において、感染症対応力の向上を目的として、「高齢者施設等感染対策向上加算」「障害者支援施設等感染対策向上加算」(※)が創設されたところです。

高齢者施設・障害者施設等から、感染症対策の向上のために医療機関へ協力が求められた際には、可能な限り協議に応じていただき、連携強化に努めていただきますようお願いいたします。

※同加算の算定要件として、高齢者施設・障害者施設等には以下の①、②の両方の連携が求められ、このうち、②については、これまでの新型コロナに係る医療機関との連携体制を引き続き確保していることを算定の要件とされています。

- ① 新興感染症への対応として、第二種協定指定医療機関との連携
- ② その他の感染症(新型コロナ含む)への対応として、協力医療機関等との連携

※本県においては、感染症法に基づく医療措置協定において「高齢者施設対応の可否」「障害者施設対応の可否」を記載することとしており、既に医療措置協定を締結した医療機関で、新たに「施設対応可」に変更となる場合は、医療措置協定を変更する必要があることから、下記の連絡先まで御連絡いただきますようお願いいたします。

滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課企画係
T E L : 077-528-3584
F A X : 077-528-4866
E-mail : coronataisaku3@pref.shiga.lg.jp